ぷらら光電話利用規約

第1章　総則

（ぷらら光電話の提供）

第1条　株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）の規定に基づき、このぷらら光電話利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりぷらら光電話（以下「本サービス」といいます）を提供します。ただし、別段の合意（電気通信事業法（以下、「事業法」といいます）の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

（注）本条のほか、当社は、本サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、本規約により提供します。

2　本サービスは、NTT東日本株式会社（以下「NTT東日本」といいます。）又はNTT西日本株式会社（以下「NTT西日本」といいます。）から卸電気通信役務の提供を受けて当社が提供する、FTTHアクセス回線（以下「ぷらら光回線」といいます。）を利用したIP電話サービスです。なお、本条以下において、NTT東日本とNTT西日本を総称して「NTT東西」といいます。

3　本サービス契約者は、当社が本サービスを提供するために必要な範囲で、NTT東西の設備等を利用すること、及びNTT東西が本サービス契約者に対し直接の対応が発生する場合があることを予め承諾するものとします。なお、当該NTT東西の設備等の利用及びNTT東西による直接の対応が発生する限りにおいて、本規約及び料金表に規定される「当社」を、「当社又はNTT東西」と読み替えることができるものとします。

（規約の適用及び扱い）

第2条　本規約は「ぷらら会員規約」の一部を構成するものであり、本サービスの契約者は「ぷらら会員規約」を承諾したものとします。また、本規約と「ぷらら会員規約」が抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、本規約が優先するものとします。

2　当社は、次の各号に該当する場合は、本サービスの契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

(1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。

(2) 本規約の変更が、本サービス契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

（用語の定義）

第3条　本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	内容
1　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3　音声利用IP通信網	主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信（電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する 電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）を相互に用いて行うものとします。）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4　音声利用IP通信網サービス	音声利用IP通信網を使用して行う電気通信サービス
5　ぷらら光電話契約	当社からNTT東西のサービス卸を利用する音声利用IP通信網サービスの提供を受けるための契約（以下「本サービス契約」といいます。）
6　ぷらら光回線契約	当社が定める「ぷらら光利用規約」に基づき当社からNTT東西のサービス卸を利用するIP通信網サービスの提供を受けるための契約
7　契約者	当社とぷらら光電話契約又はぷらら光回線契約を締結している者

8 利用回線	ぷらら光利用規約に基づいて設置される電気通信回線であって、音声利用IP通信網サービスに係るもの
9 利用回線等	(1) 利用回線 (2) 当社が必要により設置する電気通信設備
10 契約者回線	利用回線を用いて、音声利用IP通信網サービスにかかる符号、音響又は映像の伝送を行うための電気通信回線
11 契約者回線等	(1) 音声利用IP通信網又は当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
12 端末設備	契約者回線の一端(相互接続点におけるものを除きます。)に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
13 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
14 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
15 協定事業者	NTT東西と相互接続協定(NTT東西がNTT東西以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定(事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。)をいいます。以下同じとします。)を締結している電気通信事業者
16 相互接続点	NTT東西が音声利用IP通信網サービス契約約款に定める相互接続点
17 相互接続通信	NTT東西が音声利用IP通信網サービス契約約款に定める相互接続通信
18 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年 法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(外国における取扱いの制限)

第4条 本サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 提供区域

(本サービスの提供区域)

第5条 本サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、当社が提供するぷらら光回線を利用回線とする場合に限り、本サービスを提供します。当社は、1の利用回線ごとに1の本サービス契約を締結します。この場合、本サービス契約者は、1の本サービス契約につき、1人に限ります。

(本サービス契約の申込方法)

第7条 本サービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書等を当社の定めに従い提出していただきます。

(1) 本サービスの細目
(2) 利用回線の契約者回線番号
(3) その他契約申込の内容を特定するための事項

2 前項に規定するほか、転用により本サービスの申込みをするときは、転用承諾番号(ぷらら光利用規約第9条(転用)第2項乃至第3項に基づき当社に提出する番号と同じです。)を当社に提出していただきます。ただし、本サービスのお申込みをするときに、すでにぷらら光回線契約への転用が完了している場合は提出を要しません。

3 前2項に規定するほか、事業者変更により本サービスの申込みをするときは、事業者変更承諾番号(ぷらら光利用規約第10条(事業者変更)第4項に基づき当社に提出する番号と同じです。)を当社に提出していただきます。

4　前2項に従い転用または事業者変更により本サービス契約の申込みをするときは、当社では、転用前にNTT東西の音声利用IP通信網サービスにて提供を受けていた条件または事業者変更前に光コラボレーション事業者にて提供を受けていた条件に準じた申込みとして取り扱うこととします。ただし、NTT東西の音声利用IP通信網サービスに準じるものが本サービス契約に存在しない場合はこの限りではありません。

（本サービス契約の申込の承諾）
第8条　当社は、本サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その本サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。
(1) 本サービス契約の申込み者が、ぷらら光回線契約者と同一の者とならないとき。
(2) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
(3) 本サービス契約の申込みをした者が本サービスを含む当社サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(4) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
(5) 第40条（禁止行為）又は第41条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。
(6) 第18条（付加サービスの提供）第4項に定める本人特定事項の確認がとれないとき。
(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約者回線番号）
第9条　本サービスの契約者回線番号は、1の利用回線ごとに当社が定めます。
2　本サービスの契約者は、契約者回線番号の変更の申込みを行うときは、当社の定めに従い届け出ていただきます。
3　前項の届出又は利用回線の移転等により、契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。
4　前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線番号を変更することがあります。
5　前2項の規定により、契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを本サービス契約者に通知します。
（注）当社は、本条の規定によるほか、第37条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、本サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

（請求による契約者回線番号の変更）
第10条　本サービス契約者は、いたずら、いやがらせ等の迷惑電話又は反復継続する間違い電話を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、当社所定の書面等によりその変更の請求をしていただきます。
2　当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

（その他の契約内容の変更）
第11条　本サービス契約者は、第7条（本サービス契約申込の方法）第1項(3)に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。
2　当社は、前項の請求があったときは、第8条（本サービス契約の申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用の一時中断）
第12条　当社は、本サービス契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断を行います。

（本サービス契約者による本サービス契約の解除）
第13条　本サービス契約者が本サービス契約を解除しようとするときは、当社所定の方法でその旨を当社に通知していただきます。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、当社が提示する本サービス契約の解除に係る工事実施可能日のうち、本サービス契約者が工事の実施を希望し、工事が完了した日をもって、本サービス契約は終了します。
2　本サービス契約者は、当社所定の手続に従い、本規約に基づき提供を受ける付加サービスを解約することができます。かかる解約は、当社が提示する付加サービス解約に係る工事実施可能日のうち、本サービス契約者が工事の実施を希望し、工事が完了した日をもって、効力を生じます。ただし、料金表に定めるところのプラン2（ぷらら光電話プラス）を選択した本サービス契約者は、そのプランを変更することなく、係るプランに含まれる付加サービスのみを解約をすることはできません。

（当社が行う本サービス契約の解除）
第14条　当社は、第21条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された本サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本サービス契約を解除することがあります。
2　当社は、本サービス契約者が第21条の規定に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をすることなく本サービス契約を解除することがあります。

3　当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、本サービス契約を解除することがあります。
(1) ぷらら光回線契約の解除があったとき。
(2) ぷらら光回線の移転等により本サービスの提供区域外となったとき。
(3) 本サービス契約者とぷらら光回線契約者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。

(その他の提供条件)
第15条　本サービス契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

(転用または事業者変更時の特則)
第16条　第7条(本サービス契約の申込方法)に基づき転用により本サービス契約の申込みを行うにあたり、本サービス申込み者は、NTT東西と本サービスの申込み者との間に成立していた音声利用IP通信網サービス契約を転用実施日の前日をもって終了させるために必要な手続きを当社が代行してNTT東西に対して行うこと、並びに当社が係る手続きを行うために必要な範囲内で第7条に基づく本サービス契約の申込み内容(転用承諾番号を含みます。)をNTT東西に提供することに同意していただきます。
2　第7条(本サービス契約の申込方法)に基づき事業者変更により本サービス契約の申込みを行うにあたり、本サービス申込み者は、光コラボレーション事業者と本サービスの申込み者との間に成立していた光コラボレーションモデルに掛かる契約を事業者変更実施日の前日をもって終了させるために必要な手続きを当社が代行してNTT東西に対して行うこと、並びに当社が係る手続きを行うために必要な範囲内で第7条に基づく本サービス契約の申込み内容(事業者変更承諾番号を含みます。)をNTT東西に提供することに同意していただきます。

(本サービス契約の自動終了)
第17条　第1条第1項乃至第2項に定める音声利用IP通信網サービスの当社への卸提供に係る当社とNTT東西との契約が終了した場合は、本サービス契約も同時に終了します。

第4章　付加サービス

(付加サービスの提供)
第18条　当社は、契約者から請求があったときは、当社の定めるところにより付加サービスを提供します。ただし、その付加サービスの提供が技術的に困難なとき、保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき、又はその契約者が警察機関から当社に対して特殊詐欺(不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。以下同じとします。)に関与したとして付加機能の提供の請求の承諾をしない旨の要請があった者と同一の者であるときは、その付加サービスを提供できないことがあります。
2　当社は、料金表に定めるところのプラン2(ぷらら光電話プラス)の申込みがあったときは、付加サービスのうち、発信者番号表示機能、番号通知リクエスト機能、通話中着信機能、着信転送機能、着信拒否機能、着信お知らせメール機能の請求があったものとして取り扱います。
3　前項の規定に関わらず、第7条(本サービス契約の申込方法)第3項乃至4項によるものについては、付加サービスについても同様に取り扱うこととします。ただし、NTT東西の音声利用IP通信網サービスに準じる付加サービスが存在しない場合はこの限りではありません。
4　付加サービスのうち、着信転送機能の請求があった場合(前2項によるものを含みます。)、当社は、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)別表第4の定めに従い本人特定事項(契約者の氏名(法人の場合は名称)、住居(法人の場合は本店又は主たる事務所の所在地)及び生年月日)の確認を行います。当社にて本人特定事項の確認がとれない場合は、着信転送機能を提供できない場合があります。

(付加サービス等の利用の一時中断)
第19条　当社は、契約者から請求があったときは、その付加サービスの利用の一時中断を行います。

第5章　提供中止及び利用停止

(提供中止)
第20条　当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
(1) 当社の電気通信設備の保守上、工事上又は本サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
(2) 特定の利用回線等から、多数の不完了呼を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
(3) 第24条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
(4) ぷらら光回線契約の利用中止を行ったとき。

2　当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に電子メール等又は当社ホームページに掲載することによりお知らせします。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りでありません。
3　第1項に規定する場合のほか、別段の定めがあるときは、当社は、本サービスの利用を中止することがあります。

（利用停止）
第21条　当社は、本サービス契約者が本サービスに係る料金その他債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき、ぷらら会員規約により本サービス以外の当社サービスが利用停止となったとき、又は本規約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがあるときは本サービスの利用を停止する場合があります。
2　前項に加え、警察機関から当社に対して、特殊詐欺に利用されたとして、本サービスに係る付加機能の利用を停止する旨の要請があったときは、警察機関から当社に対して利用できない状態の解消を行う旨の要請があるまでの間、本サービスの利用を停止する場合があります。なお、利用を停止する前の電気通信番号と利用できない状態の解消を行った後の電気通信番号が異なる場合があります。

第6章　通信

（相互接続点との間の通信等）
第22条　相互接続通信は、相互接続協定に基づき別記2に定めた通信に限り行うことができるものとします。
2　相互接続通信を行うことができる地域は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

（通信の切断）
第23条　当社は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。

（通信利用の制限等）
第24条　本サービスにかかる通信が著しくふくそうしたときは、通信の全部を接続することができないことがあります。この場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、当社の定めにより通信の利用を中止する措置を行うことがあります。
2　通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3　当社は、国際通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、国際通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。
4　前3項に規定するほか、契約者は、本規約又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、本サービス契約に係る利用回線等を使用することができない場合においては、本サービスを利用できないことがあります。

（通信時間等の制限）
第25条　前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

（通信時間の測定等）
第26条　通信時間の測定等については、料金表第1表第2類（通信料金）に定めるところによります。

（国際通信の取扱い地域）
第27条　国際通信の取扱い地域は、別途当社が定める料金額一覧等に記載の通りとします。

（契約者回線番号等通知）
第28条　本サービスの利用回線からの通信については、本サービスの契約者回線番号を通信の相手先へ通知します。ただし、次の通信については、この限りでありません。
(1)　通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
(2)　発信者番号非通知（契約者の請求により、本サービスの利用回線から行う通信について、本サービスの契約者回線番号を着信先の契約者回線へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている本サービスの利用回線から行う通信（通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。）
(3)　その他当社が別に定める通信
2　第1項の規定により、本サービスの契約者回線番号を通信の相手先へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線が、当社が別に定める付加サービス又はこれと同様のものを利用している場合はその通信が制限されま

す。
3　当社は、前2項にかかわらず、本サービスの利用回線から、電気通信番号規則別表第12号に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者回線番号、氏名又は名称及び本サービスの利用回線等に係る終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りでありません。
4　当社は、前3項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、本規約中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（端末設備の貸与等）
第29条　当社は、本サービス契約者が本サービス契約の申し込みの際に当社にその申し込みを行った場合、その本サービス契約者に対して、端末設備（以下、「ルーター機器」といいます）を貸与します（ぷらら光回線契約において本サービスのルーター機器が一体となった端末設備の貸与を受ける場合を除きます）。
2　当社は、前項の貸与のための本サービス契約者へのルーター機器の配送に係る業務をNTT東西（委託先の事業者を含みます。以下同じとします。）に委託することができます。本サービス契約者は、当社がかかる委託のために、第7条による申し込みの際に本サービス契約者から申告を受けた事項をNTT東西に開示することに同意します。
3　ルーター機器の貸与を受ける場合は、本サービスの契約開始日から契約終了日の前日までの期間において、別に定める端末設備利用料が発生します。なお、契約開始日および契約終了日が含まれる月の機器利用料については日割りで計算します。
4　本サービス契約者は、当社から貸与を受けたルーター機器を善良な管理者の注意をもって保管しなければなりません。また、ルーター機器の改造、改変、並びに本サービスの提供に支障をきたすおそれのある行為等を行ってはなりません。
5　本サービス契約者は、当社から貸与を受けたルーター機器を紛失しまたは毀損した場合は、当社が別に指定する期日及び方法により、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払わなければなりません。
6　本サービス契約者は、本サービス契約を終了した場合、または本サービス契約の内容の変更に伴い係るルーター機器を利用しなくなった場合は、当社から貸与を受けたルーター機器を当社が別に指定する期日及び方法により、速やかに当社に返却しなければなりません。返却が無い場合、当社は、本サービス契約者に対し、当社が別途算定する当該端末設備代金に相当する費用を請求するものとします。
7　当社からルーター機器の貸与を受けない本サービス契約者は、自身の費用負担および責任において、本サービスの利用に適した自営端末設備を選択及び取得するとともに、本サービスの利用にあたり自営端末機器が正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。

第7章　料金等

第1節　料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）
第30条　本サービスの料金は、基本料金、通信料金、手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。
2　本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。
（注）本条第1項に規定する基本料金は、本サービスの態様に応じて、料金プランにかかる基本料金、付加サービス利用料、端末設備利用料、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料を合算したものとします。

第2節　料金等の支払義務

（基本料金の支払義務）
第31条　契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、契約終了日の前日までの期間について、料金表第1表第1類（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。また、提供を開始した日と解除のあった日が同一の日である場合は、1日間月の基本料金の支払いを要します。なお、契約開始日および契約終了日が含まれる月の基本料金については日割りで計算します。付加サービス使用料についても同様の取り扱いとします。
2　前項の期間において、第12条（利用の一時中断）、第21条（利用停止）により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者はその期間中の基本料金の支払いを要します。ただし、第21条（利用停止）第2項で定める場合は、この限りではありません。

（通信料金の支払義務）

第32条　本サービス契約者は、本サービスの契約者回線等から行った通信（その利用回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2類（通信料金）の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。
2　契約者は、契約者回線等とNTT東西の定める音声利用IP通信サービス契約約款　第3条（用語の定義）の表21欄の(3)、(4)又は(5)に規定するものとの間の通信について、音声利用IP通信網サービスに係る部分と電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は特定地域向け音声利用IP通信網サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2類（通信料金）の規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。ただし、NTT東西の定める音声利用IP通信サービス契約約款　第3条（用語の定義）の表21欄の(3)、(4)又は(5)に規定するものから契約者回線等へ行った通信料金については、それぞれ電話サービス契約約款、総合ディジタル通信サービス契約約款又は特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款に定めるところによります。
3　相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき別記2及び別記7の(2)から(5)に定めるところによります。
4　前3項の規定にかかわらず、付加サービス等を利用して行った通信の通信料金について、料金表第1表第1類（基本料金）又は同表第2類（通信料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
5　契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2類に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）
第33条　契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3類（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）
第34条　契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。
2　前項の工事に着手していたときは、工事完了前に本サービス契約の解除があったとしても、本サービス契約者は、工事費用の全額を当社に支払うことを要します。

第3節　料金の計算等

（料金の計算等）
第35条　料金の計算方法等は、料金表に定めるところによります。

第4節　債権の譲渡

（債権の譲渡）
第36条　契約者は、当社が、本規約の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡する場合があることを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第8章　保守

（修理又は復旧の順位）
第37条　当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合であって、その全部を修理し、又は復旧することができない場合の取扱いについては、NTT東西の音声利用IP通信網サービス契約約款　第40条に準じるものとします。

第9章　損害賠償

（責任の制限）
第38条　当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）又は固定衛星地球局より外国側若しく

は衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、ぷらら会員規約第24条の規定に則りその契約者の損害を賠償します。

第10章　雑則

（協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結）

第39条　本サービス契約者は、別記7の(6)に定める協定事業者（事業法第9条に基づき、総務大臣の登録を受けた者に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款等の規定に基づいて、その協定事業者と別記7の(6)に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りでありません。

2　前項の規定により本サービス契約者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

（禁止行為）

第40条　本サービス契約者は、本サービスの利用に際して、次の各号に定める行為をしてはなりません。

(1) 故意に利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換または本サービスの品質確保に妨害を与える行為

(2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為

2　本サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日および方法に従い、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を当社に支払うことを要します。

（利用上の制限）

第41条　本サービス契約者は、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、NTT東西の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させないものとします。

(1) ポーリング方式：外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式

(2) アンサーサプレッション方式：その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

（契約者の氏名の通知等）

第42条　本サービス契約者は、協定事業者（その契約者と他社相互接続通信に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2　相互接続通信（当社が別に定める付加サービスによりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、同意していただきます。

3　本サービス契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加サービスを利用する利用回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加サービスを利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

4　本サービス契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により音声利用IP通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

5　本サービス契約者は、当社が、第36条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第21条（利用停止）の規定に基づきその音声利用IP通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

6　本サービス契約者は、当社が第36条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその音声利用IP通信網サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

7　本サービス契約者が事業者変更の請求をしたときは、本サービス契約者に本サービスを提供していることを、当社より

事業者変更前及び事業者変更先の光コラボレーション事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

8　契約者は、第 21 条（利用停止）第2項で定める場合は、当社がその契約者の氏名、住所及び電話番号等を、NTT東西及び警察機関に通知する場合があることについて、同意していただきます。

（協定事業者からの通知）

第43条　契約者は、次の場合には、協定事業者から必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(1) 当社が、付加機能の提供又は料金若しくは工事に関する費用の適当に当たり必要があるとき。

(2) 当社が、契約者回線から第三者による不正な国際通話の発信を監視するために必要があるとき。

必要な当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

第44条　当社は、本サービス契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした契約者が、当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2　前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

（協定事業者による本サービスに関する料金等の回収代行）

第45条　当社は、本サービス契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社が本規約の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした契約者が、当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2　前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が、協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いは廃止します。

（番号情報の提供）

第46条　当社は、番号情報の提供については、NTT東西の契約約款の定めに準じて取り扱います。

第11章　その他のサービス

（附帯サービス）

第47条　音声利用IP通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記4から6に定めるところによります。

別記

1．提供区域と提供区間

(1) 本サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域のうち、当社が別に定める区域とします。

ア．NTT東日本の音声利用IP通信網サービス契約約款　第5条（メニュー1に係るものに限ります）において定める都道府県の区域

イ．NTT西日本の音声利用IP通信網サービス契約約款　第5条（メニュー1に係るものに限ります）において定める都道府県の区域

(2) 本サービスの提供区間は、次の区間とします。

ア．サービス接続点とサービス接続点（IP通信網とのサービス接続点に限ります。）、利用回線又は相互接続点との間

イ．利用回線と利用回線又は相互接続点との間

2．相互接続通信の料金等の取扱い

(1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次の通りとします。

ア．国内通信に係る相互接続通信は、当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。

イ．国際通信に係る相互接続通信は、KDDI株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取り扱いを行います。

(2) 別記7（その他の基準等の取扱い）の(5)に規定する接続形態により行われる相互接続通信（(4)から(7)に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記7(5)に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記7(5)に定めるところによります。ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表第1表第1類（基本料金）、同表第2類（通信料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3) (2)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(4) 別記7の(5)に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者等（NTTドコモビジネス株式会社又は別記7の(2)に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア．中継事業者等に係る他社相互接続通信（当社が別に定めるものに限ります。以下この別記2において同じとします。）以外の他社相互接続通信を伴うとき。その相互接続通信の料金は、その通信と、中継事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記7の(5)に定めるところによります。

イ．中継事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記7の(5)に定めるところによります。

(5) 別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記7の(3)に規定する携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア．その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ．アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(6) (2)から(5)の規定にかかわらず、契約者回線等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

(7) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア．イ以外のとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ．利用回線等から外国の電気通信設備への通信

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記7の(5)に定めるところによります。

3. 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

4. 料金明細内訳情報の提供

(1) 当社は、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置(料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。)に登録した電子データにより提供します。

(2) 当社は、契約者からのお申し出があった場合、料金明細内訳情報のうち、契約者回線番号について一部又は全部を非表示にて提供します。

(3) 料金明細内訳情報の書面での提供は行いません。

5. 端末設備の貸与

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備を貸与します。

(2) 契約者は、(1)の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金及び工事に関する費用を支払っていただきます。

6. 情報料回収代行の承諾、回収方法、免責

(1) 本サービス契約者は、有料情報サービスに支払う当該有料情報サービスの料金を、当社がその有料情報サービスの提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

(2) 当社は、(1)の規定により回収する有料情報サービスの料金について当社の機器により計算し、その利用にかかる料金月の通信料金に集計のうえ本サービス契約者に請求します。

(3) 当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

7. その他の基準等の取扱い

以下の基準、区分、内容等については、次表に基づきNTT東西の契約約款の定めるところによります。

項目	NTT東西の契約約款において定める該当箇所
(1) 新聞社等の基準	音声利用IP通信網サービス契約約款　別記11
(2) 他社相互接続通信に係る協定事業者	音声利用IP通信網サービス契約約款　別記12
(3) 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス	音声利用IP通信網サービス契約約款　別記13
(4) IP電話事業者の電気通信番号	音声利用IP通信網サービス契約約款　別記14
(5) 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い	音声利用IP通信網サービス契約約款　別記15
(6) 協定事業者との利用契約の締結	音声利用IP通信網サービス契約約款　別記16

料金表

通則
(料金の計算方法等)
1. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信に関する料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2. 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
(1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始(付加機能についてはその提供の開始)があったとき。
(2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
(3) 料金月の初日に本サービスの提供の開始(付加機能についてはその提供の開始等)があり、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。
(4) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき

3. 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

4. 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

6. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

7. 本料金表においてNTT東西の音声利用IP通信網サービス契約約款に準ずると規定するものについては、以下に読み替えるものとします。

項目	NTT東西の契約約款における表現
本サービス	第2種サービス
本サービス契約	第2種契約
本サービス契約者	第2種契約者
プラン1(ぷらら光電話ベーシック)	メニュー1－1
プラン2(ぷらら光電話プラス)	メニュー1－2

第1表　料金(附帯サービスの料金を除きます。)
第1類　基本料金
第1　音声利用IP通信網サービスに係るもの
1　適用
(1) 音声利用IP通信網サービスの細目等
ア. 当社は、料金額を適用するに当たり、次のとおり基本機能の態様による細目を定めます。

区分		内容
音声利用IP通信網サービス	プラン1: ぷらら光電話ベーシック	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであって、プラン2以外のもの
	プラン2: ぷらら光電話プラス	同時に2チャネルまでの通信が可能なものであって、基本機能として、以下の付加サービスを有するもの 発信者番号表示機能、 番号通知リクエスト機能、 通話中着信機能、 着信転送機能、 着信拒否機能 着信お知らせメール機能

備考
1. プラン2に係る契約者は、第2類(通信料金)に定めるところにより、基本通信料の支払いを要します。

2. プラン2に係る契約者は、2(料金額)の規定にかかわらず、プラン2において基本機能として有する各付加サービス料金の支払いを要しません。ただし、1(適用)(2)に規定する追加番号機能により追加した番号に係る付加サービス料金についてはこの限りではありません。

(2) 付加サービスの細目

ア. 当社は、料金額を適用するに当たり、次のとおり付加サービスの細目を定めることとし、その各内容についてはNTT東西の定める音声利用IP通信網サービス契約約款 料金表 第1表(料金) 第1類(基本料金) 第2(第2種サービスに係るもの) 2(料金額) 2-2(付加機能使用料)に準じるものとします。

項目	NTT東西の契約約款において定める該当箇所
1 発信者番号表示機能	発信者電話番号受信機能(ナンバー・ディスプレイ)
2 番号通知リクエスト機能	発信電話番号通知要請機能(ナンバー・リクエスト)
3 通話中着信機能	通話中着信機能(キャッチホン)
4 着信転送機能	着信転送機能(ボイスワープ)
5 着信拒否機能	迷惑電話おことわり機能
6 着信お知らせメール機能	着信情報送信機能(着信お知らせメール)
7 ダブルチャネル機能	同時通信機能(複数チャネル)
8 追加番号機能	番号情報送出機能(追加番号)
9 テレビ電話機能	映像通信機能
10 高音質電話機能	
11 データ接続機能	

2 料金額

本サービスに関する基本料金及び付加サービス料金の具体的な金額等については、別途当社が定める料金額一覧等に記載のとおりとします。

第2類 通信料金

第1 音声利用IP通信網サービスに係るもの

1 適用

(1) 通信料金にかかる各基準等

以下の基準等については次表のとおりとし、NTT東西が定める音声利用IP通信網サービス契約約款 料金表 第1表(料金) 第2類(通信料金) 第2(第2種サービスに係るもの) 1(適用)に準ずるものとします。

項目	NTT東西の契約約款において定める該当箇所
国内通信の種類	(1) 国内通信の種類
県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用	(2) 県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用
国内通信に係る通信料金の適用	(8) 国内通信に係る通信料金の適用(アを除く)

(2) プラン2(ぷらら光電話プラス)に係る通信料金の適用

ア. プラン2に係る基本通信料は、次表のとおりとします。

区分	単位	料金額
基本通信料(無料通話分)	1利用回線ごとに	月額 税込528円

イ. プラン2に係る通信料金のうちウに規定する控除対象通信については、別途当社が定める規定により算定した月間累計額から、アに規定する基本通信料を控除して得た額を適用します。ただし、その月間累計額が基本通信料に満たない場合は、基本通信料から月間累計額を控除して得た額(以下「繰越額」といいます。)を、翌料金月の月間累計額から控除します。この場合において、繰越額の控除は、基本通信料の控除の前に行います。

ウ. 控除対象通信は、次に該当しないものに限ります。

(ア) 相互接続通信(当社が別に定めるものを除きます。)

(イ) 当社が別に定める付加機能等(協定事業者が提供するものを含みます。)を利用して行う通信

(ウ) 別途当社が定める通信

エ. プラン2の利用の開始等があった場合におけるアからウの規定の適用については、次表に規定するとおりとします。この場合において、2乃至3の規定に該当する場合が生じたときは、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。

区分	適用

1 プラン2の利用の開始又はプラン1への細目の変更があったとき	利用の開始日又は細目の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。
2 本サービス契約の解除があったとき	契約解除日までの通信について適用します。
3 利用回線の移転等に伴い本サービスの契約者回線番号の変更があったとき。	契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に限り適用し、契約者回線番号の変更日以降の通信については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。

オ. 利用回線の移転等があった場合であって当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、アからウの規定を適用できないことがあり、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。

カ. 本契約者がアからウの規定により基本通信料が適用される料金月において、利用の一時中断若しくは利用停止があったときその他本サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、基本通信料の支払いを要します。ただし、本サービス契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（1料金月の倍数である部分に限ります。）について、当社は本約款の規定に基づき契約者に生じた損害を賠償します。

キ. 基本通信料については、日割計算は行いません。

2 料金額

本サービスに関する通信料金の具体的な金額等については、別途当社が定める料金額一覧等に記載のとおりとします。

第3類 手続きに関する料金

手続きに関する料金の具体的な金額等については、別途当社が定める料金額一覧等に記載のとおりとします。

第4類 端末設備に関する料金

ルーター機器に関する料金の具体的な金額等については、別途当社が定める料金額一覧等に記載のとおりとします。

第5類 電話ユニバーサルサービス料に関する料金

契約者回線番号および追加番号について、1番号ごとに電話ユニバーサルサービス料の支払いを要します。電話ユニバーサルサービスに関する料金の具体的な金額等については、別途当社が定める料金額一覧等に記載のとおりとします。

第6類 電話リレーサービス料に関する料金

契約者回線番号および追加番号について、1番号ごとに電話リレーサービス料の支払いを要します。電話リレーサービス料に関する料金の具体的な金額等については、別途当社が定める料金額一覧等に記載のとおりとします。

第2表 工事に関する費用

本サービスの工事に関する費用の具体的な金額等については、別途当社が定める料金額一覧等に記載のとおりとします。

附則

本規約は、2018年7月2日から実施するものとします。
本規約は、2019年7月1日から実施するものとします。
本規約は、2019年10月1日から実施するものとします。
本規約は、2019年11月18日から実施するものとします。
本規約は、2020年3月31日から実施するものとします。
本規約は、2021年7月1日から実施するものとします。
本規約は、2022年4月1日から実施するものとします。
本規約は、2022年5月16日から実施するものとします。

本規約は、2022年7月1日から実施するものとします。
本規約は、2023年11月15日から実施するものとします。
本規約は、2023年12月20日から実施するものとします。
本規約は、2024年1月1日から実施するものとします。
本規約は、2024年12月25日から実施するものとします。
本規約は、2025年4月1日から実施するものとします。
本規約は、2025年4月8日から実施するものとします。
本規約は、2025年6月25日から実施するものとします。
本規約は、2025年7月1日から実施するものとします。
本規約は、2026年1月1日から実施するものとします。
本規約は、2026年4月1日から実施するものとします。
本規約は、2026年6月10日から実施するものとします。
本改定については、2026年6月1日に遡って効力を有するものとします。

附 則（実施期日）
1 この附則は令和 8 年 4月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

【別記】料金額一覧

1. 工事費

下記金額は、「ぷらら光電話」に関する工事費*1です。「ぷらら光」を新たに契約してご利用される場合は、別途「ぷらら光」に関わる工事費が必要です。

（税込）

区分			単位	料金	
				改定前*10	改定後*11
基本工事費*2	無派遣工事（工事担当が訪問しない工事）		1工事ごと	1,100円	2,200円
	派遣工事（工事担当が訪問する工事）			4,950円	8,250円
交換機など工事費	基本機能		1利用回線ごと	1,100円	
		・テレビ電話 ・高音質電話 ・データ接続通信*3		無料	
	「ぷらら光電話プラス」*4*5			1,100円	
	付加サービス	通話中通信*4		1,100円	
		着信転送*4	1番号ごと	1,100円	
		発信者番号表示*4	1利用回線ごと	1,100円	
		番号通知リクエスト		1,100円	
		着信拒否*4	1利用回線ごとまたは1番号ごと	1,100円	
		着信お知らせメール	1番号ごと	1,100円	
		ダブルチャネル*4	1チャネルごと	1,100円	
		追加番号*4	1番号ごと	770円	
	同番移行*6			2,200円	
	発信電話番号通知の変更*7			770円	
機器工事費	設置費*8		1装置ごと	1,650円	
	設定費*9			1,100円	

＊1 NTT東日本・NTT西日本のひかり電話をご利用中で「ぷらら光」へ転用の場合、工事費は原則発生しません。ただし、戸建・マンション間のプラン変更を伴う場合、またはマンションタイプで配線方式の変更を伴う場合など、「ぷらら光電話」の交換機など工事費が発生する場合があります。

＊2 「ぷらら光」と「ぷらら光電話」を同時に工事される場合は、「ぷらら光電話」の基本工事費は適用されません。

＊3 2010年5月31日までに「テレビ電話」「高音質電話」をご利用されていない場合に適用される工事費です。

＊4 「ぷらら光電話」と同時に工事される場合は発生しません。

＊5 「ぷらら光電話ベーシック」から「ぷらら光電話プラス」へ変更する場合に発生します。「ぷらら光電話プラス」から「ぷらら光電話ベーシック」へ変更する場合は発生しません。

＊6 加入電話などを利用休止して、同一電話番号を「ぷらら光電話」でご利用される場合の費用です。別途、加入電話などの利用休止工事費をNTT東日本・NTT西日本へお支払いただく必要があります。

＊7 「番号通知」「番号非通知」に関わる工事費は、「ぷらら光電話」の新規工事および移転工事と同時に工事する場合は発生しません。

＊8 ぷらら光電話ルーターの開梱、設置、開通試験、片付けなどに関わる工事費です。なお、機器がぷらら光の回線終端装置またはVDSL機器と一体型でぷらら光と同時工事の場合は発生しません。

＊9 内線など電話設定、鳴り分けなどの電話設定など、ぷらら光電話ルーターの設定を当社にご依頼いただく場合に発生する工事費です。お客さまご自身で設定など行う場合は発生しません。

※お客さま宅内での「ぷらら光」、「ぷらら光電話」に関する工事費の合計が31,900円(税込)を超える場合、31,900円(税込)ごとに3,850円(税込)が加算されます。

＊10 当社に工事希望日のご連絡をいただき、2024年1月29日の当社の受付窓口（ぷららダイヤル）の営業時間内（10:00～19:00）に当社が工事希望日を承諾した場合に適用。

＊11 改訂前料金に該当する場合以外に適用。

※深夜・早朝・夜間の時間帯などに派遣工事日を指定する場合、追加料金が別途必要となります。

※ぷらら光電話に関する工事費は一括でのご請求となります。

※ぷらら光電話のご契約者からの請求により契約者回線番号を変更した場合の工事費の額は、「1. 工事費」の規定にかかわらず、1の工事ごとに2,750円（税込）とします。なお、特殊詐欺等の犯罪被害を受けた場合、または受けるおそれがある場合は、お客さまからの申し出により電話番号変更の工事費を無料とします。（被害を受けたことまたは被害を受けるおそれがあることを示す書面等を提出いただく場合があります）

2. 初期費用

すでに「ぷらら光」をご利用中のお客さまがひかり電話のみ転用する場合、転用手数料は不要です。

3. ぷらら光電話基本利用料・付加サービス利用料

■ぷらら光電話基本利用料

（税込）

料金プラン	基本料金	基本料金に含まれる付加サービス	基本料金に含まれる通話料分*1
ぷらら光電話ベーシック	550円/月	—	—
ぷらら光電話プラス	1,650円/月	・発信番号表示 ・番号通知リクエスト ・通話中着信 ・着信転送*2 ・着信拒否 ・着信お知らせメール	528円分の通話料（最大3時間相当）余った通話分は翌月にくりこしできます*3

＊1 加入電話、INSネット、ひかり電話(NTT東日本・NTT西日本および光コラボレーション事業者が提供するひかり電話をさします。法人も含みます。)への通話が対象です（災害募金番組、携帯電話への通話やデータ接続での通信などは対象外）。基本料金に含まれる通話料は、音声通話3分8.8円(税込)、利用帯域2.6Mbpsまでのテレビ電話3分16.5円(税込)、利用帯域2.6Mbpsを超えるテレビ電話3分110円(税込)で計算し、ご利用開始月の翌月から適用となります。

＊2「着信転送」をお申込みの場合（「ぷらら光電話プラス」を含む）、ご契約の本人確認が必要です。

＊3 翌月に使い切らなかった場合、無効となります。

※上記料金に加え、1電話番号ごとに電話ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料が必要となります。

■付加サービス利用料

（税込）

サービス	利用料	単位	ぷらら光電話プラスの基本料金に含まれる付加サービス
発信者番号表示*1	440円/月	1利用回線ごと	○
番号通知リクエスト*2	220円/月	1利用回線ごと	○
通話中通信	330円/月	1利用回線ごと	○
着信転送*3	550円/月	1番号ごと	○
着信拒否*4	220円/月	1利用回線ごとまたは1番号ごと	○
着信お知らせメール	110円/月	1番号ごと	○
ダブルチャネル	220円/月	1チャネルごと	—
追加番号*5	110円/月	1番号ごと	—

＊1 「発信者番号表示」のご利用には、対応電話機が必要です。

＊2「番号通知リクエスト」のご利用には、あわせて「発信者番号表示」のご契約が必要です。

＊3「着信転送」をお申込みの場合（「ぷらら光電話プラス」を含む）、ご契約の本人確認が必要です。

＊4 「追加番号」をご利用の場合、希望される番号ごとに「迷惑電話リスト」を持つ（電話番号単位での契約）か、全番号に共通した「迷惑電話リスト」を持つ（契約回線単位での契約）か、選択することができます。

＊5 上記料金に加え1電話番号ごとに電話ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料が必要となります。※他社が提供するひかり電話ルーターでは、付加サービスをご利用になれない場合がございます。

■ぷらら光電話ルーター利用料

(税込)

ルーター種別	東日本エリア	西日本エリア
戸建:無線 LAN なし	無料	無料
集合:無線 LAN なし	495 円/月	無料
戸建:無線 LAN あり	110 円/月	110 円/月
集合:無線 LAN あり	605 円/月	110 円/月
追加無線 LAN カード	110 円/月	110 円/月

4. 通話料・通信料

(税込)

区分			通話料 東日本エリア	通話料 西日本エリア
音声	加入電話、INS ネット、ひかり電話(法人向けひかり電話を含む)への通話*1*2		8.8 円/3 分	
	携帯電話への通話		17.6 円/60 秒	
	050IP 電話への通話		11.55 円/3 分	
データ接続*3*4	データ接続対応機器からデータ接続対応機器へのデータ通信	利用帯域:64kbps まで	1.1 円/30 秒	
		利用帯域:64kbps 越～512kbps まで	1.65 円/30 秒	
		利用帯域:512kbps 越～1Mbps まで	2.2 円/30 秒	
テレビ電話*3	テレビ電話対応機器からテレビ電話対応機器へのテレビ電話通信*2	利用帯域:2.6Mbps まで	16.5 円/3 分	
その他	上記以外の通信*2(音声・データ接続・テレビ電話を複数同時利用した場合など	利用帯域:2.6Mbps 超	110 円/30 秒	
国際通話(例)	アメリカ(本土)への通話		9 円/60 秒	
	中華人民共和国への通話		30 円/60 秒	
	大韓民国への通話		30 円/60 秒	
	※上記以外の国への通話料については(https://www.plala.or.jp/resources_v2/plala/all/pdf/option/hikaridenwa/juyo.pdf)をご参照ください ※国際通話料金の場合、消費税は不要です			

＊1 ひかり電話とは、NTT 東日本・NTT 西日本および光コラボレーション事業者が提供するひかり電話をさします。
＊2「ぷらら光電話プラス」の基本料金に含まれる無料通話分の対象通話先となります。ただし「災害募金番組」への通話は対象外となります。
＊3 利用帯域の合計に対して適用します。2010 年 5 月 31 日以前から「フレッツ 光ネクスト」のひかり電話をご利用だったお客さま、および「B フレッツ」のひかり電話をご利用で「フレッツ 光ネクスト」にサービス移行されたお客さまが、「テレビ電話」「高音質電話」をご利用いただいていなかった場合は別途お申込みが必要です。
＊4「データ接続」を複数同時利用した場合、利用帯域の合計が 1Mbps 超～2. 6Mbps までは 16.5 円(税込)／3 分、2.6Mbps 超は 110 円(税込)／3 分となります。

【携帯電話の通話について】

区分	接続する事業者名
携帯電話への通話について	・株式会社 NTT ドコモ ・沖縄セルラー電話株式会社 ・KDDI 株式会社 ・ソフトバンク株式会社 ・楽天モバイル株式会社 ・株式会社 NTT ドコモ (ワンナンバー機能により着信する場合)

【050IP 電話への通話について】

区分	接続する事業者名
050IP 電話への通話について	・株式会社 STNet ・株式会社 QTnet ・株式会社オプテージ ・ソフトバンク株式会社 ・中部テレコミュニケーション株式会社 ・株式会社トークネット ・楽天モバイル株式会社 ・株式会社エネルギア・コミュニケーションズ ・NTT ドコモビジネス株式会社 ・株式会社 NTT ドコモ ・KDDI 株式会社 ・ZIP Telecom 株式会社 ・アルテリア・ネットワークス株式会社 ・Colt テクノロジーサービス株式会社 ・株式会社アイ・ピー・エス ・株式会社コムスクエア ・フリービッ ト株式会社 ・株式会社メディアアドベンチャー

●各特番発信時の料金は以下の通りとなります。

(税込)

番号	サービス	通信料	利用料
110	警察(緊急通報)	無料	無料
117	時報	8.8 円/3 分	無料
118	海上保安(緊急通報)	無料	無料
119	消防(緊急通報)	無料	無料
171	災害用伝言ダイヤル	無料	無料
188	消費者ホットライン	有料*1	無料
189	児童相談所虐待対応ダイヤル	無料	無料
0120	フリーアクセス/フリーダイヤルなど*2	無料	無料
0570	ナビダイヤル*3	有料	無料
0800	フリーアクセス/フリーダイヤルなど*2	無料	無料
0990	義援金募集番組	8.8 円/3 分*4	番組提供者の定める料金*5 110 円/1 回または 220 円/1 回

＊1 ナビダイヤルでの接続となります。
＊2 フリーダイヤルは NTT ドコモビジネス株式会社が提供するサービスです。詳細につきましては、提供事業者へお問い合わせください。
＊3 ナビダイヤルは NTT ドコモビジネス株式会社が提供するサービスです。詳細につきましては、提供事業者へお問い合わせください。
＊4 義援金募集番組の通話料は、事前通知ガイダンスの後から課金されます。
＊5 義援金募集番組は、通話料のほかに、番組提供者の定める料金(義援金)がかかります(ピーッという音の後から課金されます) 。また、ご利用された料金(義援金)は当社が番組提供者に代わって、「ぷらら光電話」のご利用料金などと合わせて料金回収し、その全額を番組提供者様へ支払います。